

令和2年4月14日
兵庫県

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止に向けた再要請

4月7日、兵庫県全域に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。兵庫県では、県民の皆様に出外自粛を強く呼びかけるなどしましたが、その後も県内の感染者は増加し、4月12日現在で合計375名となっています。

政府から、この緊急事態を1か月で終えるために、最低7割、極力8割の接触削減の実現に向けた要請がありました。このため、本県では率先して県職員の在宅勤務（テレワーク）の一層の強化を行い、7割削減を目指すこととしています。

貴団体におかれましても、感染拡大の防止の取組にご尽力いただいているところですが、今が急激な感染が広がるかどうかの瀬戸際であることを踏まえ、改めて、在宅勤務などによる出勤の抑制で7割の削減に努めるとともに、職場での「3つの密（密閉、密集、密接）」の回避など、人と人との接触を減らすあらゆる取組の実施につき、貴団体会員はじめ、幅広く周知をお願いします。

事業者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。